

「日本スポーツマスターズ2025愛媛大会開会式(前夜祭)催行業務」委託仕様書

1 目的

日本スポーツマスターズ2025愛媛大会における開会式(前夜祭)を開催し、全国から集う参加者相互の親睦・交流を深めるとともに、参加者を温かくお迎えし、本県の魅力を全国に発信する。

2 主催

公益財団法人日本スポーツ協会、愛媛県、公益財団法人愛媛県スポーツ協会

3 業務内容

(1) 開会式(前夜祭)の概要

- ① 期日：令和7年9月19日(金)
- ② 会場：ANAクラウンプラザホテル(松山市一番町3-2-1)
- ③ 形式：立食パーティ形式
- ④ 参加予定者数：一般参加者(選手、監督約400名)、招待者(約200名)、韓国選手団(約200名)
- ⑤ 式次第(予定)

| 時刻 | 次第 | 会場 | 内容等(想定) |
|-------|---|---------------------|------------------------------|
| 15:30 | 受付開始 金属探知機、手荷物預かり | 1階 4階 ルビールーム | 誘導・安全管理 |
| 16:00 | 開場 ・オープニングアトラクション ・韓国選手団紹介 | 4階 ダイヤモンド ボールルーム | 映像放映等 ・大会の魅力発信 ・大会の紹介等 |
| 17:00 | 開会 ・開会宣言 ・大会会長挨拶 ・歓迎挨拶 ・来賓祝辞 ・代表選手宣誓 ・協賛社紹介 ・アンバサダー紹介 ・鏡開き ・乾杯 ・歓談・会食 ・アトラクション | | 司会進行 アトラクション |
| 19:00 | 閉会 | | 誘導・安全管理 |
| 20:00 | 閉場 | | |

(2) 業務内容

- ① 企画・運営及び管理
 - ア 式典全体の内容を企画し、公益財団法人日本スポーツ協会（以下、「JSP0」という。）及び日本スポーツマスターズ2025愛媛大会実行委員会（以下、「実行委員会」という。）と協議のうえ決定すること。
 - イ 式典の全体にかかる総合管理及び運営を行うこと。
- ② 会場の設計、設営、装飾及び撤去
 - ア 本業務の目的を達成しながら、式典の盛り上がりには寄与するような、会場のレイアウト、デザインおよびディスプレイ、飾花等を工夫すること。
 - イ すべての参加者が均一に情報等を享受できるよう、会場のレイアウトを考慮するとともに、大型スクリーンを活用した映像提供を行うこと。
 - ウ 式典のために来場した来場者が容易に会場内配置を把握できるよう、表示を行うこと。
 - エ ステージ等のサイズについては、会場の大きさや参加者数及びアトラクション内容等を考慮すること。
 - オ 実施に必要な什器、備品および消耗品の調達を行うこと。
 - カ 会場使用に伴う安全確保義務を遵守すること。
 - キ 設営は9月18日（木）13時以降、撤去は9月19日（金）開会式（前夜祭）終了後とする。
- ③ 音響、照明、映像及び映像投射・オペレーション関連の設営、操作・管理一式
 - ア 会場設営を踏まえた映像・音響設備、効果に関わる企画・調整等全般
 - ・助成団体、協賛各社のPR映像の調整
 - ・実行委員会と協議し、決定したPR映像の調整
 - ・テロップ等でのハングル文字の投影
 - ・その他一式
 - イ 各種PR映像の投影加工作業（持ち込み映像の加工等）。
 - ウ 会場規模に適した映像プロジェクター、大型スクリーンの使用を設定する。
 - エ スタッフの連絡用機器の準備。
- ④ アトラクション等の内容企画、進行管理、舞台演出
 - ア 実行委員会事務局が選定した3団体と調整を行い、効果的かつ円滑に実施すること。
 - イ アトラクションにおいては、郷土芸能の披露だけでなく本県の魅力を大いに発信し、かつ会場を大いに盛り上げる演出をすること。
 - ※アトラクションの演出として、「本県の魅力の発信」、「選手団への歓迎感」を創出するような映像の放映等も可能とする。既存の映像を使用することも可とする。
 - ウ 来県する韓国選手団との交流・親善を深めることについても留意すること。
 - エ 協賛各社のPR映像を編集し、放映すること。各社のCMやキャンペーン等の映像は、JSP0が提供する。
 - オ 会場を盛り上げ、スポーツについて見識のある司会者を招聘、起用すること。（2名程度とすること。）
 - カ アトラクション等において大会アンバサダーを可能な限り活用すること。
 - キ 発注者（JSP0、実行委員会）の指示に基づき鏡開き（乾杯）用の樽3台を準備し、蓋板の設置や小槌の準備など鏡開きができる状態とし、舞台に設置すること。（撤去含む）また、

鏡開きに登場する人数は12名想定とし、配置イメージを作成すること。

⑤ スタッフの動員・配置等各種計画・実施

次に掲げる項目について、実施計画を立て実行委員会事務局、愛媛県警及び警備担当事業社等と協議の上、協同して実施すること。

ア 会場における受付・誘導（VIP対応も含む）

イ 会場内のゾーニング・各諸室利用計画及び動線計画

ウ 金属探知機、手荷物預かり所の動線計画

エ 会場内配席

オ 一般選手等の誘導・安全管理、ステージ・コーナー・ブース設営・運営・演出、救護、写真・動画などの記録撮影、駐車場整理、その他開会式（前夜祭）開催に伴い必要となる人員を配置すること。

※ア、ウ、オの業務は実行委員会等からもスタッフを動員するが、専門的な知識・ノウハウ等を有するスタッフ、現場管理・指揮を行うスタッフ、その他補助スタッフ等については、先催県を例に受注者において別途準備すること。

※企画提案時は、開会式参加者が未定であるため、企画提案においては、上記ア、ウにかかるとレイアウト、動線や人員配置等計画は実行委員会事務局と協議の上、協同して実施すること。

⑥ 医療救護・会場警備・輸送計画等

ア 来場者に対する医療救護に関する連絡体制を整えること。

イ 会場警備については、愛媛県警及び警備担当事業者等と協力し、来場者の安全を守り、式典を円滑に運営するために必要な計画を立てること。

ウ 次に掲げる項目に留意した参加者の会場への輸送計画を立てること。

・運行スケジュール・動線計画等の検討、必要車両台数の精査

※参加者の申し込み状況によってバスの運行の判断をする。

※新居浜市・今治市・八幡浜市・宇和島市（主要駅かバス停）からANAクラウンプラザホテルのバス4便（往復）を想定しているが、より効率的な手法があれば提案すること。

※バスの運行をする場合は別途変更契約を行う。

・駐車場・乗降場利用計画等の検討（参加者区分別駐車場等の割り当て検討、駐車場等の誘導動線・場内利用計画・入庫方法及びスケジュールの検討、課題の整理等）

⑦ 式典保険への加入

来場者の怪我や事故等が発生した場合に備え、必要となる損害賠償保険の加入など、式典全体に係る補償対策を講ずること。

⑧ おもてなし・PR計画

会場内でのおもてなしコーナーやPRブースについて提案し、実行委員会事務局と協議の上、協同して実施すること。

※実行委員会名での実施・運営となる。

⑨ 記録

本業務の実施状況について、広報・記録用の写真及び動画を撮影すること。

⑩ 関係団体等との調整

業務実施に際して必要となる会場管理者ほか関係団体等との調整を行うこと。

⑪ 謝金及び各種必要経費の支払

出演者等への謝礼（アンバサダー及びアトラクション出演者分は除く）、輸送費等を支払うこと。

⑫ その他

ア 参加者の飲食代および会場使用料に係る経費については、別途JSP0から会場管理者に支払うことから、当該経費の見積りは必要ない。

イ オフィシャルスポンサー等のブース設営は、他の設営業者が行う。

ウ ①～⑫の内容を実施するため、詳細な運営マニュアル（企画・進行台本、進行マニュアル等）を作成し、実行委員会事務局及び関係者に配布・説明すること。

エ 上限額に基づき、JSP0及び実行委員会それぞれに対して見積書を作成すること。

オ 韓国選手団が参加するため、表示物等の配慮が必要となる。

4 留意事項

- (1) 仕様書に記載のされていない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合には、必要に応じて受託者と発注者が協議し対応するものとする。
- (2) 本業務は日本スポーツマスターズの先催県の取組も参考にすること。
- (3) 上記の内容のほか、業務目的を達成する上で効果的であると受託者として考える提案は幅広く行うこと。

5 納入成果物

受託者は、令和7年10月31日（金）までに、以下の成果物を納入すること。

- (1) 業務完了報告書（正本1部及びその電子データ）
- (2) イベント記録（写真、動画）及び公開用編集動画
- (3) 業務の履行過程で作成した電子データ
- (4) その他、実行委員会事務局が必要に応じて指示するもの

6 業務体制

- (1) 受託者は、本業務を適切に遂行するための業務運営体制を確保し、業務に係るスケジュール・実施体制を示す資料を提出すること。
- (2) 受託者は、本業務の遂行を総括する総括責任者を定め、JSP0 及び実行委員会事務局、愛媛県、公益財団法人愛媛県スポーツ協会関係者等（以下「愛媛大会関係者」という。）との円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。また、イベント運営等に精通する従事担当者を確保すること。
- (3) 受託者は、業務遂行にあたり、発注者の求めに応じて随時、進捗状況の報告を行うこと。
- (4) 受託者は、契約期間を通じて、発注者と緊密な連携・調整を図り、必要に応じて愛媛大会関係者との打ち合わせに参加するなど、業務遂行がスムーズに行われるよう配慮すること。
- (5) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。また、本業務の一部については第三者に委託することができるが、この場合は再々委託までとし、受託者は再（々）委託先及び委託の範囲について書面により発注者の承認を得なければならない。

7 検収完了要件

全ての業務について、発注者の確認を完了のうえ、上記に定める成果物を全て納品し、納入期限までに発注者が実施する検査に合格しなければならない。

8 支払い条件等

本業務に係る経費は、業務を完了し、検査した後に支払うものとする。

9 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり関連する法令等を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、発注者と協議のうえ、本業務の一部を委託することができる。

(3) セキュリティ対策

受託者は、本業務のデータ管理を行うにあたり、「愛媛県情報セキュリティポリシー」を遵守すること。

(4) 個人情報保護

受託者は、本業務を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合には、別紙1「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(5) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的で利用することはできないこととする。また、本業務終了後も同様とする。

(6) 暴力団の不当介入における通報等

① 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。

② 履行期間の延長変更の請求

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に本業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

(7) 立入検査等

発注者は、本業務の執行適正を期するために必要があるとき、受託者に対して報告させ又は事務所に立ち入り、関係帳簿類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合がある。

10 業務の継続が困難となった場合の措置について

発注者と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により本業務が困難となった場合、発注者は、受託者の責に帰すべ

き事由により本業務の継続が困難となった場合、契約の取消しができる。この場合、発注者に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

- (2) その他の事由により本業務の継続が困難となった場合災害その他の不可抗力等、発注者及び受託者双方の責に帰すことができない事由により本業務の継続が困難となった場合、本業務の継続可否について協議するものとする。また、一定期間内に協議が整わない場合は、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、契約期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供することとする。

11 その他

- (1) 本業務の成果品に係る著作権（作成の過程で作られた素材等の著作権も含む及びその権利はすべて発注者に帰属するものとする。また、発注者は成果物等の全てについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。
- (2) 成果品及び構成要素に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利については書面で許諾を取得するとともに、発注者に書面で報告すること。また当該費用も見積額及び契約額に含めること。
- (3) また、既存の著作物に関して、発注者が当該部品等を利用する場合、若しくは外部サーバーにアップロードする場合は、受託者は当該著作物の権利者に対し、二次使用权等の承諾を得ること。
- (4) 本業務の履行場所における事務什器等の事務環境は受託者の負担で用意するものとし、電話等の通信費用及び用紙等の消耗品等についても受託者の負担とする。
- (5) 発注者は、本業務に必要なデータ及び資料を受託者に提供する。
なお、万が一、紛失、破損等が生じた場合は、すみやかに発注者に報告するとともに、受託者の責任において対処すること。
- (6) 成果物に重大な誤りがあった場合は、速やかに発注者へ報告するとともに、受託者において修正、再制作等の必要な処置を講じること。なお、受託者は、責任の所在を明らかにするため、データの入手先や校正記録、担当等を記録しておくこと。
- (7) 本仕様書に記載のない事項または業務上疑義が発生した場合は、発注者と受託者で双方協議して決定するものとする。ただし、軽微な事項については、発注者の指示に従うものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）し

てはならない。

- 2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

- 第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

- 第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

- 第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

- 第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

- 第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

- 第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがある

ことを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。